

# 登録証複写／ホームページ掲載等における使用上のご注意

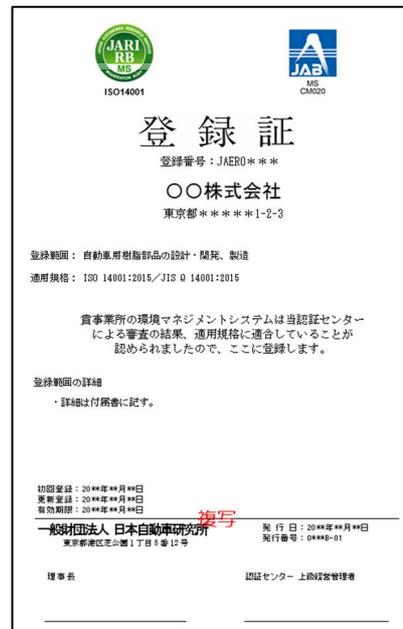
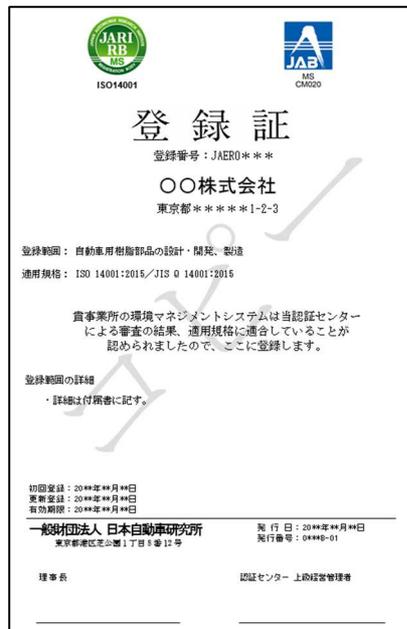
登録マーク等のご使用に際しては、  
「登録マーク等・登録証使用基準（ARMS 215003最新版）、  
「JAB認定シンボル使用基準（ARMS 215004最新版）」に従ってください。  
この基準に反した場合、使用を中止していただく場合があります。

※複写された登録証であることが明らかに判別できるように、「複写」、「コピー」、「COPY」等の語句を表示すること。  
※登録証、登録マークの不正利用を防ぐ必要性を考慮し、対応ください。

## ◆複写/コピーの表示（記載）場所について

登録証を複写/コピーする際、電子データの場合は登録証記載の文字等に「複写」、「コピー」、「COPY」等の語句を一部重ねる等、複写/コピーであることを表示のうえ、原本と誤解を招くことのないように管理をお願いいたします。  
社内掲示の場合は、登録証（原本）の紙コピーに「複写」、「コピー」、「COPY」等の語句を表示し、管理をお願いいたします。登録証記載の文字等に一部重ねる対応は不要です。

### 記載例



## ◆ホームページへの掲載について

画面キャプチャ、画像ダウンロード、画面そのものの印刷により原本と誤解を招く場合がありますので、「原本」とは明確に異なる識別が必要です。

例)

- ・紙複写と同様（「複写」、「コピー」、「COPY」等の語句の表示）な処置
  - ・低解像度での掲載
  - ・印刷不可の処置
  - ・他ソフトへの変換不許可
- 等

## ◆環境報告書等への掲載について

上記に準じて対応ください。